

25桂監第17号の4
平成25年7月10日

桂川町水道事業

桂川町長 井上利一様
(水道課)

桂川町監査委員 武井秀樹
桂川町監査委員 神崎はな子

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 監査の対象 | 水道課 |
| 2 監査の内容 | 主として平成24年度事務等全般の執行状況 |
| 3 監査の実施月日 | 7月2日・3日 |
| 4 監査の方法 | 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施 |
| 5 監査の結果 | 別紙のとおり |

なお、指摘事項については、7月23日迄に文書で回答してください。

水道課定期監査指摘事項

1. 事実関係

例月検査開始日の6月26日（水）午後、総務課長から水道課職員による水道料金横領事件について報告を受けました。事件発生が明らかになった時点からこの日まで、監査に対しては何の報告もなされておらず、このような場合、例えその詳細が確定していない状況であったとしても、「横領があった」という第一報は入れてほしいと願うものです。

現在も、事件に係わる詳細には担当部局を中心にその実態解明に努めていますが、再発防止には最大限の努力を傾注することが求められます。

事件の再発防止に向けて、下記の事項について充分留意してください。

2. 指摘事項

(1) 再発防止策について

水道事業会計は、一般会計のように様々な決裁権が複数の課に分かれているわけではなく、いわば、全ての権限が課内に集中している状況にあります。

今回の横領事件は、担当者が調定から収納伝票処理、システム決裁に至るまでの全ての事項を一人で入力・改ざんを行っており、そこに、チェック機能は全く働いていませんでした。

このことを充分踏まえ、収納事務のあり方を視野に入れた組織改革等の検討をお願いするとともに、収納実績表の月次処理を活用して確認するなど、実効ある業務体系の確立に意欲的に取り組んでください。

また、総合行政システムにおいて、電算処理に対するチェック機能の有効化を図る必要があり、本年予定されている電算プログラムのリプレースの際には、セキュリティ機能を十分に考慮した内容に整備し、今後、このような事件を誘引する要因とならないよう、確実に見直しを進めてください。

(2) 職員の意識改革について

手書きの「給水工事諸手数料調定収入簿」自体を抜き取って差し替える手口で改ざんがなされていたケースがありました。

このような書類を卓上に置いたままの状態にしておくことは、日ごろの帳簿、文書管理がなおざりにされていることの表れです。

業務終了後は、出納室金庫に簿冊の保管を依頼するなどして、公文書管理の厳格化をすすめてください。また、業務終了後の文書整理・整頓等日地上業務全般について、基本に立ち返り、職員の意識改革を徹底してください。

(3) 今後、新たな事実が判明したときは、すぐに報告してください。